

平成 18 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 ネットビレッジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 三浦浩之
(コード番号 2323)
問合せ先 常務取締役経営戦略室長 木根渕建
(TEL 03 5350 7800)

取締役及び監査役に対する
ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社第 10 回定時株主総会での決議並びに会社法第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対して発行するストックオプションの具体的な内容について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

ネットビレッジ株式会社 第 7 回新株予約権（取締役、監査役用）

2. 新株予約権の総数

40 個（うち取締役 25 個、監査役 15 個）

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1 株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併等の組織再編を行い本新株予約権が承継される場合には、それぞれ必要かつ適切な株式数の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払い込む金銭の額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に、上記 3. に定める新株予約権 1 個当たりの株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（又は処分）株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前（又は処分前）の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（又は処分）の株式数}}$$

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 9 月 30 日から平成 25 年 9 月 29 日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当をうけた新株予約権者のうち、当社の取締役は権利行使の時まで引き続き当社の取締役の地位にあること、当社の監査役は権利行使の時まで引き続き当社の監査役の地位にあることを条件とする。
- (2) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるも

のとする。

9. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、新株予約権者が上記 8. に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合）には、当社は、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

10. 組織再編における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において権利行使していない新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対して、残存新株予約権と同一、同種の株式を目的とする会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を、当該組織再編行為の条件に応じてそれぞれ交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において、その旨を定めた場合に限り交付するものとする。

11. 新株予約権の払込金額

ブラック・ショールズモデルにより次の算式に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - T)$$

ここで、

$$d = \frac{\ln \left[\frac{S}{X} \right] + \left[r - q + \frac{\sigma^2}{2} \right] T}{\sigma \sqrt{T}}$$

(C): 1 株当たりのオプション価格 (S): 株 価

(X): 行使価額 (T): 予想残存期間

(σ): 株価変動性 (r): 無リスクの利子率

(q): 配当利回り (\ln): 自然対数

($N(\cdot)$): 標準正規分布の累積分布関数

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 18 年 9 月 29 日

13. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成 18 年 9 月 29 日

14. 割当対象者

当社取締役 5 名、当社監査役 3 名に割り当てる。

以 上

【ご参考】

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 18 年 5 月 23 日

2. 定時株主総会の決議日

平成 18 年 6 月 29 日